

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書

※必須項

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。(全ての□にレ点がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、宮崎県の求めに従いその全額を即時返還します。
- この支援を受けるために必要な調査(文部科学省が実施)に協力します。
- 本事業が予算の範囲内で実施される実証事業であり、所得基準等を満たしている場合であっても支援の対象とならない場合があることを了承いたします。

私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のため、都道府県が実施する当該事業に申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
	Tel () -	申請者氏名	
児童生徒との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・その他 ()		

【1. 対象となる児童生徒について】

ふりがな		生年月日	平成 年 月 日
氏名			
在学する学校	学校設置者名	学校法人 延岡学園	
	学校の名称	尚学館中学校 <small>学校種： 小学校・<u>中学校</u>・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)・特別支援学校(小学部・中学部)</small>	
	学校の所在地	宮崎県延岡市大峽町7820	
	学年	年生	
過去の小中学校等における在学期間 *保育園、幼稚園の記載は不要	学校名	立	平成 年 月 (入学・転入) ~ 平成 年 月 (卒業・転出)
	学校名	立	平成 年 月 (入学・転入) ~ 平成 年 月 (卒業・転出)
	学校名	立	平成 年 月 (入学・転入) ~ 平成 年 月 (卒業・転出)
	学校名	立	平成 年 月 (入学・転入) ~ 平成 年 月 (卒業・転出)

【2. 対象児童生徒以外に、兄弟姉妹で申請している場合について】

ふりがな		申請している都道府県
兄弟姉妹の氏名		都道府県

【3. 保護者等の収入の状況について】

7月1日時点における保護者等の状況及び添付する最新の課税証明書(ただし、市町村によっては課税証明書に必要な所得情報等が記載されていない場合があり、必要な情報が掲載された他の証明書が発行されている場合は、当該証明書。また、課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は国外での収入を証明する書類。以下同じ。)については次のとおりです。

(①～⑥に該当する者全員の課税証明書の提出が必要です。)

(次の①から④までのいずれかの口にレ印を付け、⑤及び⑥にも当てはまる場合は併せてレ印を付けてください。)

次の保護者等の課税証明書を添付します。

①	<input type="checkbox"/>		<p>親権者(両親)2名分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権者が2人の場合。ただし、親権者の1人が控除対象配偶者(配偶者特別控除の適用を受けている者は除く。)であり、3ページの(オ)に5万円を合算したとしても所得要件を満たす場合は②のアをチェックしてください。 ※親権者が2名おり、両方とも所得がない場合でも、3ページを記載していただく必要があるため、所得金額や所得控除の金額が確認できる書類を提出してください。 ※親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していなかったため、課税証明書が発行できない場合は、日本にいる親権者の課税証明書のほか、国外での収入を証明できる書類を添付してください。 ※親権者全員が、課税期日に日本国内に在住していなかったため、課税証明書が発行できない場合は、親権者全員の国外での収入を証明できる書類を添付してください。 ※国内と国外の両方で所得又は収入がある者がいる場合は、課税証明書と国外での収入を証明できる書類の両方を添付してください。 	
②	<input type="checkbox"/>	ア	<input type="checkbox"/>	<p>親権者1名分 (アかイのどちらかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④の口にレ印を付けてください。)</p> <p>親権者の1人が控除対象配偶者(合計所得金額が38万円以下の場合。配偶者特別控除の適用を受けている者を除く。)であり、3ページの(オ)に5万円を合算したとしても所得要件を満たす場合</p>
		イ	<input type="checkbox"/>	離婚、死別等により親権者が1人の場合
③	<input type="checkbox"/>			<p>未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)(未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。) ※未成年後見人が課税期日に日本国内に在住していないなど、課税証明書が発行できない場合は、未成年後見人の国外での収入を証明できる書類を添付してください。
④	<input type="checkbox"/>			<p>生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 等
上記のほか、⑤⑥に当てはまる者がいる場合は口にレ印を付けてください。				
⑤	<input type="checkbox"/>			<p>同居の祖父母 <input type="checkbox"/> 名分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居の祖父母がいる場合 (同居の祖父母が①～④に当たる場合は、その者を除きます。)
⑥	<input type="checkbox"/>			<p>授業料の負担者 <input type="checkbox"/> 名分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居・別居に関わらず、①～⑤の者と同等程度又は同等程度以上に、授業料を負担している者がいる場合 (例：別居の祖父母、同居の親族等)

課税証明書を添付する保護者等の氏名及び児童生徒との続柄

A	氏名	児童生徒との続柄	B	氏名	児童生徒との続柄
C	氏名	児童生徒との続柄	D	氏名	児童生徒との続柄
E	氏名	児童生徒との続柄	F	氏名	児童生徒との続柄
G	氏名	児童生徒との続柄	H	氏名	児童生徒との続柄

A～Hまでに記入した保護者等の収入状況は次のとおりです。

(保護者等全員(非課税の方も含む。)の課税証明書に基づき、全て記入し、合計を算出した上で、□にレ印を付けてください。□にレ点がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

なお、海外勤務等により、前年1月～12月において課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、その当該者について、以下の表の左欄のA～Hに○を記載し、<課税証明書に含まれない国外での収入がある場合>の記載方法を御参照の上、御記載ください。

	所得金額の合計										雑損失の繰越控除 (イ)	所得控除 合計 (ウ)	計(エ) =(ア-イ-ウ)	
	給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時 所得	分離課税の 所得	計(ア)				
A	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
B	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
C	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
D	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
E	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
F	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
G	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
H	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計														

(オ)

(※) 課税証明書に損失(マイナス)が計上されている所得がある場合は、その所得は0円として記入してください。

(※) A～Hのそれぞれの「計(エ)=(ア-イ-ウ)」を計算した際に、マイナスとなる場合は0円として記入してください。

課税証明書(※1)を添付する保護者等全員の所得金額の合計(ア)(※2)から、雑損失の繰越控除(イ)と所得控除合計(ウ)を差し引いた額(エ)の合計(オ)が140万円未満(※3)です。

(該当する場合、(オ)が140万円未満(※3)となる。)

課税証明書(内容が省略されていないもの)を添えて提出します。

(※1) 市町村が発行する課税証明書(ただし、必要な所得情報等が記載されていない課税証明書の場合で、必要な情報が掲載された

他の証明書がある場合は、当該証明書。また、課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は国外での収入を証明する書類)

(※2) 給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得(山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む。)の合計

(※3) 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

<課税証明書に含まれない国外での収入がある場合>

○国外での収入を証明する書類の提出について

課税証明書に含まれない国外での収入がある場合、この収入を証明できる書類(政府機関や企業の発行するもの)を提出してください。また、国外での収入を証明する書類が日本語以外の言語の場合や日本円以外の通貨単位の場合は、簡単な日本語訳や申請時点の為替レートによって円換算した計算式を記載した書類(任意)を添付してください。

○「給与所得」の記載方法について

当該者の「国外での収入」を給与収入とみなし、当該収入から給与所得控除相当額を差し引いた金額を「給与所得」欄に記載してください。

当該収入が日本円以外の通貨単位の場合は、申請時点の為替レートにより円換算をしてください。

給与所得控除の簡便な算出方法

給与等の収入金額	給与所得控除相当額の計算式
1,625,000円以下	650,000円
1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額×40%
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円

※実際には所得税法別表第5の表により求めた額となります。こちらの簡便な算出方法によって計算していただいて差し支えありませんが、その際、収入金額により、給与所得控除相当額が最大で3,199円少なくなる(給与所得がその分多くなる)場合がありますので、(オ)の金額が3,199円以内で該当しない場合は、所得税法別表第5の表により給与所得控除相当額を確認してください。

○「所得控除合計(ウ)」の記載方法について

当該収入が日本で課税された場合、適用を受けられると考えられる基礎控除及び扶養控除などの人的控除の合算額を別紙で計算し、「所得控除合計(ウ)」欄に記載してください。

ただし、日本にいる配偶者に、扶養控除などの人的控除が適用されている場合には、海外での収入がある当該者に適用することはできません。

【4. 保護者等の資産の状況について】

A～Hまでに記入した保護者等の資産の状況については次のとおりです。

(全て記入し、合計を算出した上で、下の□にレ印を付けてください。□にレ点がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

	預貯金額 (あ)	有価証券等(換算評価額) (い)	現金 (う)	負債 (え)	計(お)=(あ)+(い)+(う)-(え)
A	円	円	円	円	円
B	円	円	円	円	円
C	円	円	円	円	円
D	円	円	円	円	円
E	円	円	円	円	円
F	円	円	円	円	円
G	円	円	円	円	円
H	円	円	円	円	円
合計					円

(※)預貯金等の口座を複数保有している場合は、その全てを記載し、通帳等の写しを添付してください。

(か)

- 預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の金額の合計が600万円以下です。
(該当する場合、(か)が600万円以下となる。)

これらが確認できる通帳等の写し(申請日の直近のもの)を添えて提出します。

資産	表の記入欄	確認方法(ウェブサイトの写しも可)
預貯金(普通・定期)	(あ)	通帳の写し(「名義」や「残高」のわかるページ)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	(い)	証券会社や銀行の口座の写し(「名義」や「残高」のわかるページ)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる金属	(い)	購入先の銀行等の口座の写し(「名義」や「残高」のわかるページ)
投資信託	(い)	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し(「名義」や「残高」のわかるページ)
タンス預金(現金)	(う)	自己申告
負債(借入金等)	(え)	残高証明書や借用証書等の写し

【5. 確認事項】 ※必須項目

次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。(□にレ点がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

- 都道府県が実施する、当該私立小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減事業の支援金を授業料に充てるとともに、支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日(学校において記入。)